

事業等名

中小企業振興資金

融資・税制優遇

▼こんなときに

経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき

▼こんな支援が受けられます

○一般的な事業資金が必要なとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金（一般枠）	汎用的な事業資金	1.50%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 （小規模企業者枠）	従業員20人（商業・サービス業は5人、 ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽 業は20人）以下の小規模企業者向けの 汎用的な事業資金	1.45%		1,500万円
経営支援資金 （小規模企業者特別枠）		1.25%		1,000万円

○1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

短期事業資金（通常枠）	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.20%	1年	1,500万円
短期事業資金 （手形・電子記録債権割引枠）	下請代金として受け取った手形等の割 引資金（受注企業として滋賀県産業支 援プラザへの登録が必要）		割引期間 150日以内	
短期事業資金 （原油価格・物価高騰対応枠）	原油価格や原材料価格の上昇による経 済環境の悪化に対処し、経営安定を図 るための代金決済等に必要な運転資金	2.20%以内 （固定）	1年	1,000万円

○売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

セーフティネット資金 （新規枠）	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少してい る方 ・取引先企業が倒産等した方 等	1.00%	設備10年 運転7年 （4号、5号認定は 10年）	1億円
セーフティネット資金 （借換枠）	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に 利用できます（増額も可）	1.50%	7年 （4号、5号認定は10年）	2億2,000万円
セーフティネット資金 （ポストコロナ新規枠）	セーフティネット保証4号または5号が 利用できる方 ・売上高または利益率が減少している方 ・金融機関による伴走支援を受けられ る方 等	1.00%	10年	ポストコロナ新規 枠・借換枠あわせ て、1億円
セーフティネット資金 （ポストコロナ借換枠）	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に 利用できます（増額も可）	1.50%以内 （固定）		
緊急経済対策資金 （新規枠）	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に 利用できます（増額も可）	1.25%	7年	5,000万円
緊急経済対策資金 （借換枠）		1.50%	10年	8,000万円

★県では、新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格等高騰により影響を受けている中小企業者の方に利用い
ただける融資制度をご用意しています。詳細は、県HP（「滋賀県 コロナ 融資」、「滋賀県 原油価格高騰 融資」
で検索）をご覧ください。

○新分野への進出や多角化、海外への事業展開、事業承継、社会的課題の解決に資する分野での事業拡大、または
CO2ネットゼロやDXなど特定の経営課題に取り組むとき

政策推進資金 （事業継続・新事業促進枠）	経営革新計画等の実施や事業の多角 化、海外展開等を行う方	1.25%	10年	1億円 （県等の認定を受けた計画 を実施する場合は2億円）
政策推進資金 （事業承継枠）	安定的な経営権の確保により、県内にお いて事業の継続を図る方	1.00%	10年	1億円
政策推進資金 （SDGs推進企業応援枠）	社会的課題の解決に資する産業分野の事 業を行っている方で、事業を拡大する方	1.25%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 （再生支援枠）	中小企業活性化協議会等の支援により 策定された経営改善計画に基づき事業 を行う方	金融機関 所定 （固定）	10年 （特に必要と認める 場合は、15年）	1億円
政策推進資金 （CO2ネットゼロ推進枠）	「しがCO2ネットゼロムーブメント」の 取組に賛同し、省エネ設備、再生可能 エネルギー設備、蓄電池を導入する方	1.00%	設備10年	1,000万円 （蓄電池は8,000万円）
政策推進資金 （がんばる企業応援枠） ※プロパー協調融資	保証協会保証付融資と保証のつかない金融機関 直接融資（プロパー融資）を受け、策定した事業計 画を実行することでコロナ禍からの脱却を図る方	1.50% 以内 （固定）	10年	4,000万円 ※同時にプロパー融資を 保証協会保証付融資の2 分の1以上実行すること
NEW! 政策推進資金 （DXデジタル推進枠）	デジタル技術の活用やシステムの導入 等によりDXに取り組み、成長・競争 力の強化を図ろうとする方	1.50% 以内 （固定）	10年	3,000万円

○開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金 (創業枠、創業サポート枠、 女性創業枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能) ※法人の場合、経営者保証が不要となる場合がある	1.00%	7年	2,500万円 (認定特定創業支援 事業の支援を受けた 方は、3,000万円) (女性創業枠の場合 は1,000万円)
---------------------------------	---	-------	----	--

- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0~1.9%)が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、令和5年(2023年)4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

申請期間等	随時
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL: 077-528-3732 E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/300703.html



事業等名

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

融資・税制優遇

▼こんなときに

小規模事業者の方が、経営改善のために資金が必要なとき

▼こんな支援が受けられます

融資対象	融資利率	融資期間	融資限度額
常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・ 娯楽業を除く)は5人)以下の法人・個人事業主の方	1.08%	設備10年以内 運転7年以内	2,000万円

- ・商工会議所、商工会または滋賀県商工会連合会の長の推薦が必要となります。
- ・担保・保証人は不要です。
- ・融資利率等の条件は、令和5年4月3日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関の審査により、ご希望に添えない場合があります。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付利率の引下げなどの特例措置があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

申請期間等	随時
問い合わせ先	日本政策金融公庫 大津支店 国民生活事業 TEL: 0570-058413 (ナビダイヤル) 彦根支店 国民生活事業 TEL: 0570-058452 (ナビダイヤル) 最寄りの商工会・商工会議所(巻末の問い合わせ先一覧を参照) ホームページ: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html



事業等名

滋賀県産業立地促進資金

融資・税制優遇

▼こんなときに

工場・研究所の新設または増設のための資金が必要なとき

▼こんな支援が受けられます

融資対象	対象経費	融資利率	融資期間	融資限度額
次の区域内における新たな1,000㎡以上の 土地を取得(賃借を含む) 工場: 認定産業団地 研究所: 県内全域	設備資金 (土地取得も 含む)	1.25%	10年以内 (うち据置期間2年 以内)	2億円 (土地取得費1億円) ただし対象経費60%以 内


- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0.45~1.9%)が必要となる場合があります。
- ・融資利率等の条件は、令和5年(2023年)4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。

中小企業者および協同組合 ○業種: 製造業(日本標準産業分類中分類09~32)

申請期間等	随時
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地推進室 TEL: 077-528-3792 E-mail: fd00050@pref.shiga.lg.jp ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17902.html



事業等名		地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置	融資・税制優遇
▼こんなときに			
地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
<p>◎滋賀県に対し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた事業者が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税制による支援措置 先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置として税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減（別途、国の先進性の確認が必要） 2. 国予算による支援措置 各種予算事業による加算措置・優遇措置など 3. 金融による支援措置 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期かつ固定金利での融資など 4. 規制の特例措置等 農地転用許可、市街地調整区域の開発許可等に係る配慮 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案制度など 5. 県における支援措置 承認を受けた地域経済牽引事業に係る設備投資のうち、土地・家屋に係る不動産取得税の不均一課税（別途、国の先進性の確認が必要） 			
申請期間等	随時		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地推進室 TEL：077-528-3792 E-mail：fd00050@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17890.html		

事業等名		「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」（地方拠点強化税制）	融資・税制優遇
▼こんなときに			
県内への本社機能の移転・拡充に伴い、事務所・研究所・研修所の新增設、賃借等をしようとするとき			
▼こんな支援が受けられます			
<p>◎滋賀県に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けた事業者が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例 認定を受けた事業者が、特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物等の資産にかかる法人税等の特別償却または税額控除のいずれかを適用など 2. 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例 認定を受けた事業者が、特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等にかかる法人税等の税額控除を適用など 3. 中小企業基盤整備機構による債務保証 認定を受けた事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構の債務保証など ※債務保証審査は中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定 4. 企業の地方拠点強化に係る地方税の不均一課税 認定を受けた事業者は事業税（移転型事業のみ）、不動産取得税について、地方税の不均一課税 			
申請期間等	随時		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 産業立地推進室 TEL：077-528-3792 E-mail：fd00050@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html		